



マイナンバーのお知らせ 第11回

## 引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに!

問 総合窓口課 ☎内線1624、1627



**住民票の住所の異動届**(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

住民の皆さんに送付している  
マイナンバーの**「通知カード」**



身分証明書となる  
**「マイナンバーカード」**  
(個人番号カード)



これらの**「住所」**は  
**最新のもの**にする  
必要があります。

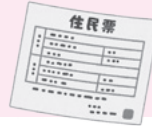


**市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です!**

入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動される方は、

**住民票の異動の届出を!**

(転出届、転入届、転居届など)



**他の市区町村に転出・転入される場合**

引越前の  
市区町村

【転出前に】

転出届を提出して転出証明書を受け取る

引越先の  
市区町村

【転入した日から14日以内に】

転出証明書を添えて転入届を提出

**牛久市内で転居される場合**

【転居した日から14日以内に】転居届を提出

マイナンバーの

・「通知カード」

・「マイナンバーカード」

(個人番号カード)

・「住民基本台帳カード」

**の住所変更の届出もお忘れなく!**

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

### マイナンバーの紙製の通知カードの保管期間を延長しました

保管期間

平成28年3月31日

平成29年3月31日

平成28年3月31日としていた紙製のマイナンバーの通知カードの保管期間を平成29年3月31日まで延長しました。マイナンバーの紙製の通知カードがまだ届いていない方は、総合窓口課に通知カードが返戻されている場合があります。まだ受け取っていない方は、市役所の総合窓口課までお問い合わせください。